【報告】

1　保育所型認定こども園の認定について

（１）概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）に基づき、保育所型認定こども園の認定を行うので、参考として本分科会に報告するもの。

（２）認定申請施設

ア　法人名　宗教法人實相寺

施設名　明浄保育園（福山市北吉津町五丁目５番３２号）

区　域　中部

（３）認定申請施設の概要

番号	法人名/施設住所		区域		利用定員												
	施設名	旧施設名（類型）			計	３号				２号				１号			
							０歳	１歳	２歳		３歳	４歳	５歳		３歳	４歳	５歳
1	宗教法人實相寺/福山市北吉津町五丁目５番３２号		中部	現	60	29	8	10	11	31	11	9	11	0	0	0	0
	明浄保育園	明浄保育園（保育所）		新	66	29	8	10	11	31	11	9	11	6	2	3	1